

【発行】社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 従事者共済会
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 1-8-11 東京YWCA会館 3階
TEL 03-5283-6898 FAX 03-5283-6997



「共済会システム」に登録されたメールアドレスもしくはFAXにお送りしています。
東社協HP (<http://www.tcsw.tvac.or.jp/>)「従事者共済会」ページからもご覧いただけます。

◆第1回代議員会を開催～令和4年度事業報告・決算等

従事者共済会では、加入者の総意を明確にするとともに適正な運営を図るため、代議員会を設けています。代議員は、各業種別部会での互選および東社協会長推薦により選出され、経営者層と従事者層、半数ずつのメンバーで構成されています。

6月6日（火）、令和5年4月1日～令和7年3月31日を任期とする新たな代議員にご出席いただき、第1回代議員会を開催しました。正副委員長および資産運用委員を選任するとともに、令和4年度の実業報告・決算についてご承認いただきました。

◆◆◆事業の実施状況◆◆◆

令和4年度に新たに共済契約を締結した施設・団体は114か所、新規加入者7,751人・退会者7,473人でした。年度末の加入者数等の状況は表のとおりです。また、1年間の掛金等の収納額は計77億円超で、6,147人の退会者に計55億円を超える退職共済金を給付しました。

令和4年度の主な取組みとしては、まず、従事者共済会規程に定められた3年ごとの「数理計算」の実施です。退職共済金制度として、長期に渡って安定的に継続していく上での『財政状況の健全性』や『掛金率の適正さ』などを検証しました。その結果、責任準備金に対する資産額の割合が105.0%となり、財政状況のより一層の安定化を確認できました。また、「共済会システムの活用促進」とともに「各種届出における一部押印の見直し」を行い、事務利便性の向上に取り組みました。従事者共済会では、2024年1月分から加入者にかかわる届出はすべて共済会システムから入力いただくこと、また、請求書等の郵送は2023年12月分をもって終了することとしています。そのため「法人間転出・転入届」のシステム開発をすすめ、令和5年度の秋頃から稼働できる見込みとなっています。

【契約施設・団体数】 (単位：か所)

3年度末	4年度末	増減
2,876	2,873	-3

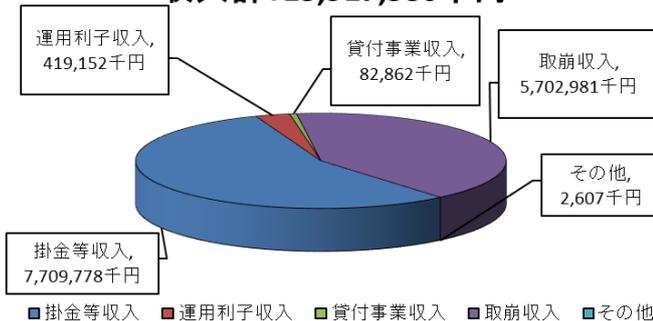
【加入者数】 (単位：人)

	3年度末	4年度末	増減
加入者総数	60,755	61,034	279
男性	19,273	19,275	2
女性	41,482	41,759	277

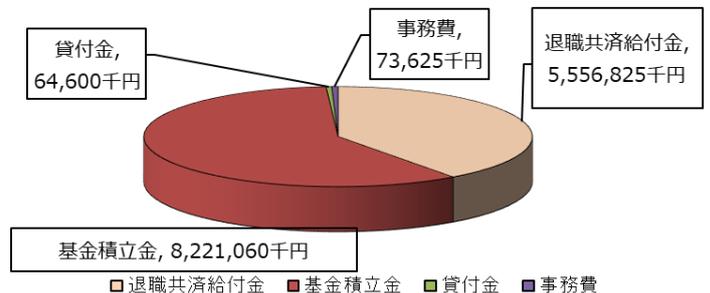
◆◆◆決算の状況◆◆◆

※収支差1,270千円は積立資産に繰り入れています。

収入計：13,917,380千円



支出計：13,916,110千円



◆◆◆資産の状況◆◆◆

今後も資金管理細則に沿った堅実な資産運用に努めます。

●令和5年3月31日現在の時価

(単位：円)

	令和4年3月末	令和5年3月末	資金構成割合	基本ポ	フォリオ				
				ート	乖離許容				
退職共済金運用資金（積立金）	72,316,076,203	74,750,894,274							
預貯金 ※1	5,813,554,532	5,476,287,134	11.32%	8.0%	—				
定期預金	3,000,000,000	3,000,000,000							
自家運用（債券）	46,797,151,758	49,645,424,570	82.05%	84.5%	79.5～89.5%				
委託運用（4社）	A社	4,209,947,060				国内債			
	B社	3,889,742,922							
	C社	3,880,072,515							
	D社	国内株				1,445,971,943	2.08%	2.0%	1～3%
		外国債				1,730,872,118	2.29%	2.5%	1.5～3.5%
		外国株				1,548,763,355	2.10%	2.0%	1～3%
貸付金	139,120,097	120,065,137	0.16%	1.0%	—				
退職共済金支払基金合計	72,455,196,300	74,870,959,411	100.00%	100.0%					

※1 委託運用各機関の短期資産保有額を含む

<事務ご担当者の方へ>

●「標準給与月額変更届」はぜひ電子申請で！

7月中旬に「標準給与月額変更届」の手続きについてご案内をお送りします。退職者を含め8月1日時点での全加入者について算定基礎額の届出が必要となります。昨年度実績で既に9割を超える加入者について電子申請が行われています。また、来年度は完全電子化により電子申請のみとなります。今年度の手続きにあたっては、届出期間も長い電子申請を是非ご利用ください。操作方法についてはお気軽にお電話ください。

※今年の届出受付は7月18日（火）～を予定しています。令和5年10月から令和6年9月までの掛金および退職共済金の算定に関わる重要な手続きです。手続き漏れが生じないよう、各種届出は当月に行うこととあわせてご協力をお願いします。

●「共済会システム」にメールアドレスのご登録を！

従事者共済会では、毎月の請求書等の出力案内や手続きに関するお知らせを、共済会システムに登録されたメールアドレスにお送りしています。完全電子化後を見据え、システムの「施設台帳」および「担当者台帳」から、改めて登録状況をご確認ください。

▼ご確認くださいこと

- ①施設台帳・担当者台帳にメールアドレスを登録しているか、間違いはないか。
- ②登録したメールアドレスに毎月メールは届いているか。

※登録内容は正しいのに届いていない場合は、迷惑メールに振り分けられている可能性があります

●請求書等の郵送廃止前にシステムでの出力をお試しください！

完全電子化までの移行期間中、希望された施設・団体へ請求書等を郵送しておりますが、2023年12月分をもって郵送廃止・以降は各施設で出力いただくこととなります。

▼一度、お試しいただきたいこと

- ①共済会システムにログインすることができるか（ID・パスワードが必要です）。
- ②請求書・各種帳票等を印刷することができるか。